

# 令和6年度高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等事業 公募実施要領

山形県では、「高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等事業」に係る業務を委託する実施機関を、次のとおり募集する。

## 第1 事業の概要

### 1 事業目的

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するため、高齢者の生きがづくり・生活支援活動に参加する担い手を育成する講座を開催するとともに、生活支援コーディネーター等の資質向上や担当地域での活動の充実及び生活支援コーディネーター同士が互いに相談できる関係性の構築を目的とし、情報交換会・研修を実施する。

また、介護予防・生活支援に係る課題を抱える市町村を支援するため、各市町村の課題に応じたアドバイザーを選定し、継続的な伴走型支援を行う。

### 2 事業内容

別添「令和6年度高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等事業業務委託仕様書」のとおり。

### 3 事業予算規模

#### (1) 提案上限額

委託料 6,627,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託業務の完了後、業務完了報告に基づき額の精算を行うものとする。  
精算した実績額が委託料を下回る場合には、その実績額を委託契約額とする。

#### (2) 委託料の対象となる経費

講師謝金、講師旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、事務職員に係る賃金、講師との打合せ旅費等

## 第2 公募実施手続き

### 1 公募参加資格

- (1) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

ないこと。

- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者その他これと同等の責任を有する者を含む。）が次のいずれにも該当する者でないこと。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「防止法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、防止法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ③ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
  - ④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
  - ⑥ 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

## 2 申請手続き

### (1) 受付期間

令和6年2月15日（木）～令和6年3月1日（金）

### (2) 提出方法

郵送又は持参

直接持参の場合：土曜日、日曜日を除く平日の8時30分～17時15分

### (3) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部高齢者支援課地域包括ケア推進担当

### (4) 留意事項

申請にあたっては、「令和6年度高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等事業業務委託仕様書」を踏まえること。

## 3 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) 公募実施要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募実施要領で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき

## 4 提出書類等

- (1) 令和6年度高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等事業受託申請書（別紙1）
- (2) 法人等概要（別紙2）
- (3) 当該法人の組織体制図等（別紙3）
- (4) 業務実績等記載調書（別紙4）

- (5) 事業の実施に関する計画等（別紙5）
- (6) 企画提案書（別紙6）
- (7) 誓約書（別紙7）
- (8) 経費見積書（別紙8）
- (9) 守秘義務、個人情報保護の方針が分かるもの及び周知方法が分かるもの
- (10) その他必要に応じて添付すること

## 5 申請書の提出内容

A4判で4部提出すること。

## 6 質疑応答

- (1) 質問の受付期限は次のとおりとし、質問書（別記様式）により行うこと。  
受付期限：令和6年2月29日（木）17時15分
- (2) 質問書の提出は、メール又はFAX（添書不要）により行うものとし、「10 提出・問合せ先」あてに送信すること。
- (3) 回答は、質疑受付後、質問内容に応じ山形県ホームページ上で回答する。ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

## 7 審査の方法

- (1) 企画提案書の審査は、山形県が設置する「高齢者生きがいづくり・生活支援活動人材育成等事業受託者選定審査会」において、別紙評価基準に基づき審査を行う。
- (2) 審査の結果、提出されたすべての提案について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断される場合は、最優秀提案者を選定しないことがある。
- (3) 審査会では、審査員の各評価点の合算が最高得点の者を、最優秀提案者として選定する。
- (4) 応募者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。  
また、応募者がいない場合は、応募資格等について再検討の上、改めて募集を行う。

## 8 結果の通知

令和6年3月下旬を目途にその結果を全ての応募者に対して通知する。

## 9 その他

- (1) 提出された申請書等は、委託先の選定にのみ使用する。
- (2) 書類の作成・応募に係る費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提案は1法人等につき1提案とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 郵送の場合は、受付期間内に到着したものに限り受け付けるので、配送にかかる日数を考慮するとともに、簡易書留を利用するなど、応募者において十分注意すること。
- (6) 承認決定された事業者に対して、正式に見積書の提出依頼を行う。
- (7) 本事業については、令和6年度山形県当初予算が成立しない場合等、県の都

合により内容を変更・中止する場合があります。

**10 提出・問合せ先**

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 - 1

山形県健康福祉部高齢者支援課地域包括ケア推進担当

電 話 023-630-2197 (直通)

F A X 023-630-3321

メール [ykorei@pref.yamagata.jp](mailto:ykorei@pref.yamagata.jp)